

障害福祉

障害者の
運転免許取得費・
自動車改造費の助成

運転免許取得費

第一種普通自動車免許取得費用を助成します。

対 18歳以上で身体障害者手帳1～3級(内部障害の場合は4級・下肢・体幹機能障害で歩行困難な場合は4級・5級)または愛の手帳1～4度の障害のある方

▽助成額 教習所等の入所料、教習料等の助成対象経費の3分の2

自動車改造費

手足が不自由な方が運転できるように、自動車のハンド



防災週間
赤ちゃん誕生で
消火器をプレゼント

災害防止協会では、8月30日(土)～9月5日(金)の「防災週間」の期間中に赤ちゃんが誕生した家庭に住宅用消火器をプレゼントします。

防災防止協会事務局(予防課 予防係) ☎377・71119

少年消防クラブ員募集

坂浜・押立地区少年消防ク



▲体験学習で放水訓練をするクラブ員

ラブでは、防火・防災に関する知識を習得し、規律を学ぶ社会に奉仕できる人材育成を目的に活動しています。一緒に防火・防災について学ぶ小学生を募集しています。詳細はお問い合わせください。 坂浜・押立地区の小学3年

ルやアクセル等を改造する費用を助成します。

対 18歳以上で身体障害者手帳の上肢・下肢・体幹機能障害が1級・2級の方

※主に本人が運転する自動車に限る

◆共通事項

申 窓口

※所得制限、助成限度額有り

※事前に申請が必要

先 問 障害福祉課障害福祉係

障害のあるお子さんに
関する手当

手当を受給するためには申請が必要です。

なお、児童が障害年金等を

受給中・施設入所中の場合、

本人・扶養義務者の前年の所得が限度額以上等の場合は支給対象外です。

障害児福祉手当(国制度)

対 精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常時介

護を必要とする在宅の20歳未満の方

※認定可否は指定の診断書を基に判定されます。各種障害者手帳を取得していなくても申請可能です。

▽支給額(月額) 1万6100円

申 窓口、郵送

現 況 届の提出が必要です

対象者へ案内を送付します

ので、期限までに提出してください。

※施設入所・障害年金受給・市外転出・死亡等に該当する方は現況届とは別に速やかに届け出てください。

▽提出期間 8月12日(火)～9月11日(木)

先 問 障害福祉課障害福祉係

特別児童扶養手当(国制度) 対 障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

①おおむね身体障害者手帳1～3級程度

②おおむね愛の手帳1～3程度

③精神障害で①②と同程度の複数の障害がある場合は、個々の障害の程度が①～③より軽度でも該当となる場合があります。

▽支給額(月額) 1万5500円

申 窓口、郵送

現 況 届の提出が必要です

対象者へ案内を送付しました。期限までに提出してください。

限 8月29日(金) 先 問 子育て支援課手当助成係

児童育成手当(障害手当・都制度) 対 障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方

○身体障害者手帳1・2級程度

○愛の手帳1～3程度程度

○脳性まひ・進行性筋萎縮症

▽支給額(月額) 1万5500円

申 窓口

先 問 子育て支援課手当助成係

重度心身障害者手当 (都制度)

対 次のいずれかに該当する65歳未満の心身障害者(児)

○重度の知的障害で著しい精神状態等のため介護者が常に目を離せず、特別な配慮を必要とする方

○重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方

○重度の肢体不自由者で両上肢、両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な程度以上の障害がある方

※認定可否は直接判定により決定されます。

▽支給額(月額) 6万円

申 窓口、郵送

所得状況届の提出が必要です 対象者へ案内を送付しました。

限 8月12日(火)必着

先 問 まちづくり計画課都市計画係・開発指導係

画係・開発指導係 machi-keikaku@city.inagi.jp

意見募集 多摩川のこれから

京浜河川事務所では、今後の多摩川の整備や維持管理等について意見を募集しています。

これからの新しい多摩川の川づくりについて、皆さんの思いをお聞かせください。

申 京浜河川事務所 内申込フォーム (下記参照)

限 8月18日(月) 先 問 京浜河川事務所

503・4008 ☎045・

ひとり親家庭等が対象の手当

先 問 子育て支援課手当助成係

ひとり親家庭等の方が対象の手当には、児童扶養手当(国制度)と児童育成手当(都制度)があります。いずれも手当を受給するためには、本人からの申請が必要で、所得制限等の支給要件があります。

各制度の支給額等、詳細は市(右記参照)をご覧ください。



対 次のいずれかに該当し、18歳到達の年度末までの児童を養育している方

○ひとり親家庭

○父または母に重度の障害がある家庭

○父母に扶養されていない児童を養育している家庭

現 況 届の提出が必要です

児童扶養手当

現況届の提出が必要な方に案内を送付します。提出が無い場合は、今後手当が受けられなくなります。

※案内が届かない場合はご連絡ください。

限 8月31日(日)

申 窓口、郵送 現 況 届の提出が必要です 対象者へ案内を送付します

ので、期限までに提出してください。

※施設入所・入院3カ月超過・市外転出・死亡等に該当する方は現況届とは別に届け出てください。

▽提出期間 8月12日(火)～9月11日(木)

先 問 障害福祉課障害福祉係

心身障害者福祉手当

対 市内在住の20歳～64歳で、下表のいずれかに該当する方

※所得制限額を超える方、施設に入所している方、保護者が受給者本人に関する児童育成手当(障害手当)を受給中の方を除く。

申 窓口、郵送 所得審査の対象となる年が切り替わります

8月から審査に適用する所得が、令和6年分の所得に切

替わります

心身障害者福祉手当支給額

種別	等級	支給額(月額)
身体障害者手帳	1・2級	15,500円
	3級	12,500円
	4級	5,000円
愛の手帳	1～3度	15,500円
	4度	12,500円
脳性まひ・進行性筋萎縮症の方		15,500円

り替わります。今まで所得が多額な方が受給できなかった方が、所得が減った方は申請してください。 ※施設入所・市外転出・死亡等、受給要件に該当しなくなった場合は、速やかに届け出てください。届け出が遅れた場合は手当の返還が必要です。 先 問 障害福祉課障害福祉係